

平成 27 年 11 月 5 日

魚沼市議会議長 浅 井 守 雄 様

総務委員会

委員長 遠 藤 徳 一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 行政視察について
(3) その他
- 2 調査の経過 11 月 5 日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
所管事務調査で入札・契約事務について、執行部より説明を受け、質疑を行った。
行政視察について資料に基づき事務局より説明を受け、質疑を行った。
その他で、執行部から第 2 次魚沼市環境基本計画、自然環境保全条例、斎場建設、新ゴミ処理場建設について、進捗状況等について報告を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 所管事務調査について

(2) 行政視察について

(3) その他

2 日 時 平成 27 年 11 月 5 日 午後 1 時 45 分

3 場 所 広神庁舎 301 会議室

4 出席委員 岩井富士夫、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 富永三千敏

6 説明員 堀沢財政課長、羽鳥環境課長、武藤財政室長、小島契約検査班副参事

7 書 記 小幡議会事務局長、桜井事務局次長

8 経 過

開 会 (13 : 45)

遠藤委員長 大平委員から、遅刻の届出がありましたので報告します。定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。それではこれより議事に入ります。

(1) 所管事務調査について

遠藤委員長 日程第 1、所管事務調査についてを議題とします。所管事務調査として委員からも要望のあった「入札契約事務について」勉強の意味も含め、本日は担当財政課契約検査班の職員からも参加いただいています。執行部より資料が提出されていますので説明を求めます。

小島契約検査班副参事 (資料「平成 27 年度 入札・契約及び随意契約について」及び「平成 27 年度 魚沼市入札契約制度」により説明)

遠藤委員長 本件について質疑はありませんか。

大平委員 随意契約の件ですが、その工事というのは何ページに当たるんですか。

小島契約検査班副参事 5 ページの 2 号に当たります。

大平委員 2 号のどこに当たるんですか。

堀沢財政課長 今の随契でいきますと設計管理の部分のことだと捉えますけれど、この部分

で性質または目的や競争入札に適さない、性質特質品質など、実施設計を行った業社が求めている形、したがってうちとしてみますとクオリティーの高いものを完成させるといって行っています。

大平委員 入札に最初入るわけですよね、次の実施設計のときに入札をやっているんですよ。魚沼市はやっているところも、やっていないところもある。

堀沢財政課長 今、実施設計と申されましたのは監督でよろしいですね。基本的に魚沼市は大きな建築物につきましては随意契約を行っています。先ほど私のほうから申しあげさせていただきましてクオリティーの高いものを完成させたいということで行っています。このことにつきましては地方自治法、財務規則どれにも違反していることはございませんのでご承知おきいただきたいと思います。

大平委員 財務規則をちゃんと読んだことありますか。これが財務規則のどこに当たるんですか。その他ですよ。財務規則があつての入札があるのだから昭和 62 年の法律の参考ではダメなんですよ。

遠藤委員長 しばらくの間休憩します。

休 憩（14：25）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（14：32）

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

岩井委員 今、入札について説明していただきまして、いろんな契約に関しては大体魚沼市のやり方、方向性については理解できました。入札の問題はこの間もたしか国のマイナンバーの件でいろいろと問題がありました。それから県のほうでもいろんな確認の問題がありました。そういったことをみると入札部分というのは業社と行政側の 1 番接点になる大変重要な部分だと思いますし、気をつけなくてはならない部分だと思います。私が一般質問した中で井口小学校の基本設計がありました。そこには市外業社 A 社、B 社、2 社が参加していました。これは指名競争入札で、業社を指名して入札をやった。ところが実施設計において今度は指名ではなくて一般競争入札、その中で指名競争入札の基本設計に参加していながら、実施設計で片方の業社が、実は参加できなかったという事実がありました。その時に財政課長は魚沼市の規定の中に過去の実績によってそれが満たないために参加できなかったという発言をたしかされたんですが、過去の実績ということになりますと、この業社は金額によってはずっと入札に参加できないのか、あるいはほかに細かい部分で実績が上っていけば入札参加可能なのか。私は基本設計に参加させておいて実施設計に参加できないということはあつてはならないことだというふうに思うのですが、その辺はどう考えますか。

遠藤委員長 個々の部分に触れているところがありますので、全般的にその過去の実績という部分の捉え方と、基本設計、同時設計に入れる入れないについてお願いします。

堀沢財政課長　　今回その事案という形では言いにくい部分もありますけれど、魚沼市の実績という形になっていきますと、先ほど小島のほうから工事の入札の方法という中で、金額だけではなくという総合評価方式という形のお話もしましたけれど、そこでも市内業社相手だけの中でも、区切って点数付けをしている部分もあります。過去３年においてというのが今の流れになっていきますけれど、そこでこの地域において、実績のある業社というふうな形で今現在中心に行われています。たしかに岩井委員のおっしゃることも理解できます。ただし、今回の場合はそのような形の中で、今後につきましては先ほど岩井委員のほうからもご指摘がありましたように入札というものにつきましては非常に疑念を抱かれやすい部分ということもありますので、入札担当としましても、よりよい方向で入札に入っていきたいと考えています。この度のやり方につきましてはその総合評価方式の流れをくんだものという形になっています。

岩井委員　　今の説明ではちょっと納得できないのですが、私が心配するのは基本設計に指名競争入札に参加させておいて、例えば実施設計に外された業社がもし指名基本設計で入札を取った場合にも実施設計においては「おたくは参加できません」というのはまことに変な話だという気がしてならないんです。このようなやり方は今後絶対にやるべきではないと思います。なぜならばその業社も時間をかけて相当計算しているわけですよ。基本設計では指名で入札されておきながら、一般競争入札の実施設計で「おたくはだめですよ」と外されたというのは、これは自分がそういう立場に立ってみれば恐らく相当の疑念が出ると思います。その辺は誤解を招く大きな問題となると思いますので、今後このようなことはないようにお願いしたいと思います。

堀沢財政課長　　今ほどの前段のほうのいわゆる、そちらの業社が基本設計を落札していたらというふうなお話につきましては、たればになりますので、それについてのお答えは控えさせていただきますけれど、今おっしゃるように疑念を抱かれるような方向があるとしたら、今後、正していくという方針で進んでいきたいというふうに考えています。

遠藤委員長　　しばらくの間休憩します。

休　　憩（14：40）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：45）

遠藤委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。

森山委員　　資料の発注方針の中に受注機会の拡大ということで地元業社への発注機会を確保するというので、できるだけ分離発注するというような文言が書いてあるわけですが、井口小学校においてわけられて分離発注されているんですが、私はちょっと疑問だったのが校舎本体と体育館これは相当金額も大きいですし工事量も非常に大きい。また、分離発注が可能な世界だと考えているんですが、どうして分離発注みたいなことをしなかったのか考え方をお聞きしたいと思います。

遠藤委員長　確認します。井口小学校に限ったことではなくて、学校の請負の形態ということによろしいでしょうか。

堀沢財政課長　全体的な大規模の工事につきまして考え方を申し上げさせていただきます。きっと合併前あたりではどこの市町村でも、例えば図書館だとしたら建物電気設備の配管・機械・エレベーターなど含めまして1本の建築工事に出ていたと思うんです。魚沼市が現在行っているのは、その大規模な部分の建築部分にかかるもの、これは基本的に1本です。その中で電気設備に関わるものこれは工種をわけまして、電気工種につきまして1本、それといわゆる配管系、機械設備といわれる部分で1本、基本的には一つの大きなものをつくるときには3本に分かれています。そのほかといたしますと、例えばのところ、その周りの外構があったりしますと、土工事とかそういった形のものも別工事で発注されるという形で、何本かに分かれて工種ごとに発注をするというのが分離発注という考え方になっています。

森山委員　そうすると建築工事で相当金額が大きくなっても、建築工事は基本的には分けられないというか、分けるつもりがないというか、そういうことでしょうか。

堀沢財政課長　建築工事というものにつきましては単年度で終わるようなものと、森山委員もよくわかりだと思えますけれど、今、大きなものになりますと複数年度にわたって一つのものをつくりあげるという形になります。例えばこのところの空間で切って、翌年度というのも一つの工事といたしましては完成を見ないものという形で1本の工事につきまして複数年度、JV案件ということになりますけれど、一つの建物を完成させるという形に現在ではしています。ばらばらという形になりますと、この建物があり、隣にこの建物があるという場合は、継続という形ではなく単年度、単年度というのも考えられないばかりではないですけれど、その1件1件の案件につきまして、この場合はどうかというのを見極めた審査委員会のほうで、それを可するか否とするのかという形で考えまして、1件1件その結論を出していくという形になっております。したがって、土木を一つ取ってみても、建築に関わる部分の塀だとか何とかが外回りにあると、それは年度別に単年度で終わらせるものとなると別発注、その隣にあります、これは土工事分ですので、こっちは建築だけだけれど、こっちはどうだというふうな形で2本に分かれる場合も当然案件ごとにあります。その辺はご理解いただきたいと思います。

森山委員　考え方としては理解しましたが、受注機会の拡大といううたい文句があるわけですので、可能な限り分けて、入札をさせるほうが市内業社が参加しやすい、また工事をうけやすく地元企業の育成ということからいうと、もう少しそういうところは考えていただきたいと思いますが、今後改善することはありませんか。

堀沢財政課長　建設的なご意見といたしまして、今後私どもも入札案件につきまして、分野発注ができるものにつきましては、できるだけ受注機会を増やして、地元業社が受注できるような形で行っていきたいというふうに考えています。

遠藤委員長　しばらくの間休憩します。

休　　憩（14：53）

再開（15：05）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開いたします。

森山委員　建設業社が除雪関係の仕事をかなりした場合でも実績にならないという話がありまして、いろんな所に今働きかけをしているところです。魚沼市もそういうことだろうと思っているんですが、あるところに要望に行きましたら、除雪でいくら売り上げがあっても経営審査に入れられないのですが、この一般競争入札の総合評価方式では、除雪に協力していただいている業社については、プラス点をつけ更に去年関東に大雪が降った所に応援に行った方にもプラス点をつけるような話がありました。そういった部分について魚沼市は今後どのような考え方をしていくのでしょうか。

堀沢財政課長　除雪でいくら売り上げがあっても、経営審査のほうの点数に評価されないというものにつきましては、経営審査自体は魚沼市で行っているものではありません。あれは全国規模で、どこに出しても全国で基準がありまして、技術や請けた金額、それに基づいた点数付けがされるものだと思います。除雪というのは共同企業体とか何かで受けていると一般的にはその会社1社の売り上げ実績にはなっていないのかなという気もいたします。その辺につきましてはこちらでやっているものではないものですから、確実なことは言えません。もう1点につきましては総合評価方式の形でいわゆる地元に貢献している、除雪ばかりではないんですけれど、地元貢献度というのは点数付けに入っています。魚沼市の場合はいわゆる東日本大震災のほうに行ったとか、そういったものについての点数付けはしたことがないというふうに私は考えますが、新潟県辺りですと、ひょっとしますとそういった形で入っていた可能性はあります。うちのほうでどこの業社が被災地に手伝いに行ったという情報もありませんでしたし、そういった点数付けをしたということは今のところありませんので、それについてはご理解をいただきたいと思います。

森山委員　確認ですが、現段階で魚沼市の入札に関して除雪等で協力している業社に特別な加点等はしていないということよろしいでしょうか。

堀沢財政課長　先ほどの説明の中でもありましたが、現在総合評価方式26年度実績の中で7件だったでしょうか。今年度たしか7、8件を予定していて、できなかった工事1件、不調になった工事が1件ありまして、実質5件か6件になったかと思うのですが、その中ではたしか除雪という特化したものの点数はありません。地元への貢献度という形ではありますが特化してはいません。

大屋委員　今まで1ページの所で総合評価方式が試行中ということであるのですが、件数も年度別であります、説明の中ではこれから増やしていきたいというふうに答弁がありました。どういった点で評価できるのか聞きたいのですが。

小島契約検査班副参事　先ほども申し上げたのですが、お金だけで決まらないというところがまずあります。施行計画書という、どのようにこの工事をするかという施策をつくっていただくのですが、それによって業社特有の「こういうふうにしたほうが効率ですし安全性も確保できる」というような方法が入ってきています。安心安全というか品質確保、品質のいいものをつくっていただくという過程ではこの方式がいいんですけれど、件数が二桁台に乗らないというのはどうしてもこの入札方式が手間がかかる、業社さんもいろいろ

ろ資料を出さなければいけませんし、作文もつくらなければいけません。市のほうとしてはその出てきたものを評価するというので普通の入札に比べるとかなり手間と時間がかかるということで、なかなか執行がとれずに件数も伸び悩むというところです。

大屋委員　大体状況はわかりましたが、この総合評価方式の中には、ほとんど市内業社でしょうか。

小島契約検査班副参事　ほとんど市内業社です。

大屋委員　V E方式というのがあるのですが、これは施行の実績なしというふうになっていますが私も素人なものですから、この方式というのはここには書いてありますが、実際にはどういうものか、説明していただきたいのですが。

小島契約検査班副参事　施行実績がないということで正直私もここに書いてある文言程度しか了解していません。勉強不足で申しわけありません。

大屋委員　この文言だけを見れば、非常にコスト的には建設コストの縮減を図る目的としているようですので、ここの部分でなぜ魚沼市で実績がないのでしょうか。

堀沢財政課長　1番大きなものを普通に考えますと、いわゆる技術開発の関係が大きな部分を占めてくると、市内業社では太刀打ちできないと言いますか、市内業社を相手にすると入札参加できる業社がないという形が1番大きなものだというふうに考えます。またこれに合致させる工事というものが、新技術とかそういったものを導入した形の工事になりますので、そのような建物とか道路とかいう所で、魚沼市に現在それをつくる必要性があるのかという所で今のところ考えられないというふうな形も1点あるかと思います。

大屋委員　逆に言うと市内業社の技術開発の能力といったものを高めることもこれから必要になってくるのではないかと、V E方式がいいかどうかはわかりませんが、こういったものを使う場面が出てくる可能性があるとするれば、やはり市内業社の技術開発の向上に向けた施策も必要になってくるのではないかというふうに私は考えるんですが、どうでしょうか。

堀沢財政課長　建設的なご意見ありがたいと思いますが、今後考えられるとしましたら、まずはJ V案件、という形で市内業社を含めたJ Vの中で、市外業社の技術力につきまして勉強していただく、勉強という言い方は悪いのですが、いわゆる市内業社もそういった形に近づけるようにそこの一緒に工事を行うことによって技術力を高めるというふうなことが1点考えられるかと思います。今後そのような案件、いわゆる発注者側が初めに考えるべきことでもありますので、そういう案件がありましたらそういった形で考えていきたいと思っています。

大屋委員　資料3ページ、入札公告の部分で①予定価格が500万未満の契約は1日以上というふうに書いてありますが、実際には大体どのくらいの期間をホームページに載せてあるのでしょうか。

小島契約検査班副参事　ここはあくまでも最低これ以上ということですのでうちとしては500万であっても大体2週間程度ということにしています。

大屋委員　続きまして先ほどの説明の中でどうしても工事金額が高くなればなるほど市内業社ではなくて、難しい技術がいるものについては市外業社の割合が高くなっていくというような答弁があったんですが、これも先ほどと同じような形になるのですが、市内業社

が J V を使って、共同体をつくって、今までの対応をしてきていると思うのですが、やはりその傾向が止まらないと言いますか、金額が多くなると大手が入ってこないとだめだというのが今の現状なんでしょうか。

堀沢財政課長　　そういう現状といいいますか、J V 案件になりますと、市内業社は絶対に含まなければならないという規則で J V を組ませますので、その金額を超える J V をつくるという形になりますと、間違いなく市内業社が 1 社は入ってくると、3 社で組んだ場合 2 社が入っているというふうな格好にはなります。J V 案件までは行かない金額のある程度こちらにしてみると高い金額につきましては A B C ランクとか、この金額以上は準市内業社も入札に参加できるというふうな形で競わせます。準市内業社が落札率が高くなるということが、いわゆる入札で負けているというふうな格好ですので、何とも言えないところがありますけれど、その高いところにしか準市内業社は中に入ってきて来れませんので、準市内業社が一生懸命になるでしょうし、ただ一概に金額が準市内業社が入って来たからといって、市内業社が落札できていないかと言われれば、そうでもないですけど、高い金額にしか準市内業社が入ってこれないというところもありますので、どうしても準市内業社の名前が見えてくるので目立つというのはあるかと思います。

大屋委員　　予定価格の公表なんですけれど、平成 25 年 4 月 1 日から事前公表から事後公表へと変更になったということで説明があるわけですが、私どもとしましては事前公表をせよということで何年か前にやって事前公表になった時期もあったんです。事前公表をして短所、長所というような形であるんですが、やっぱり何か不都合な点というか、ここに書いてあると思いますが、事後公表をする自治体のほうが今は多いのでしょうか。

小島契約検査班副参事　　私のほうで県内市町村が集まって、こういった制度について各市町村がどのようにやっていたのかというのがたまにあるのですが、県内のほぼ 90%、100% 近くが事後公表に移っています。県や国が事後公表に移行せよということで指導をしています。もし移らないとそれに応じてなぜできなかったのかというふうに言われるように最近はなっています。何で事後公表になったかということについては 1 番大きな理由は、事前公表で金額がわかると談合の恐れがあるというのが県や国の言い分だと思っています。

堀沢財政課長　　一つ付け加えさせていただきますと、魚沼市はいわゆる事前公表をほとんど最後までやっていたうちの市町村の一つになります。今ほど小島のほうが申しましたように国県のほうがこっちに移行せよという形の指導をします関係上、事後公表のほうに移りましたが、最後の最後まで頑張っていたうちの一つかと思います。

大屋委員　　それで 25 年の 4 月 1 日から事後公表になり大体 2 年くらい経つわけですけど、何か違いや変化はありましたか。

堀沢財政課長　　以前ですと絶対に不調は起きませんでした。予定価格より高く入れようとする業社は出て来ませんので、不調はありませんでしたが、現在少しずつ不調というのが出ています。

大屋委員　　要するに入札不調で再入札とかそれができなかった場合にはその中の 1 社と随意契約という形になると思うのですが、そういうものが増えてきたほうがいいのか、そこから辺はどう判断したらいいのでしょうか。行政側の判断としてしてはどうですか。

堀沢財政課長　　建築工事のようなもので、いわゆる見積もりというのが多い場合につきまし

ては必ず設計額と業社さんの出してくる金額に大きな差が出る可能性がありますけれど、土木工事系になりますと、ほぼ業者さんが持っている今のシステムが精巧にできていまして、きちんとした設計書どおりに入れますとほとんど変わらない金額が出てくると考えます。内訳書入札が終わった後に、業社さんからいただく内訳書を見ますと、大きく差があるところに関しましては業社さんが設計書の打ち込みを間違えているという形で考えています。ほぼ同じもので出てきますので、落札できなかった工事につきましては出てくる業社さんの数が少ない上に、はじき間違えたというイメージで考えています。そうでなければ土木工事に関しましては不調が簡単に起こるとは思っていません。いいことではないと思いますが。

大屋委員　　そうしますと国の指導もあるので今後も事後公表で、いくというふうに考えてよろしいでしょうか。

堀沢財政課長　　今後も国の方針が変わらない限りは事後公表という形になると考えます。

森山委員　　4 ページの最低制限価格制度の関係なんですが、対象案件のところに設計金額が300 万円以上の建設工事というのがあって、その下の部分で解体工事の最低制限価格は設定しない。この部分は前からそうだったのか最近こうなったのか、伺います。

小島契約検査班副参事　　たしか数年前までは最低制限価格を設けていました。ただし、3 年くらい前でしょうか、設けても意味がないといえますか、なるべく解体工事であれば安ければ安いほど市のためにはなるということから、なくなったというふうに私は聞いています。

堀沢財政課長　　追加で説明させていただきますけれど、解体工事につきましては、いわゆるクオリティーの高いものをつくるようなものではない、実際に建物が取り壊されて整地をされる、平らになればそれで完了いたすということで、考えていますので、それでいわゆる受注業社が自分たちでこれでも利益が出るというラインというのはこちらのほうで最低制限というのを引っ張る必要はないというふうに考えています。

森山委員　　考え方としては理解はしたところですが、ただ私が心配なのは解体工事でもいわゆる建設廃材、不法投棄も結構あるようですので、アスベスト等の問題もあるわけですから、そうするとあまりにも安い話でそういった部分がおろそかになる可能性があるような気がするのですが。その辺についての防止策みたいなものはあるのでしょうか。

堀沢財政課長　　建設廃材系になりますと、設計の立米数とかそういったものと実際に解体した後の立米数、廃材の重さとか堆積ですけど、それにつきましては当然廃材処理でマニフェストが出てきます。いわゆる設計に対しまして、解体した結果、設計よりも廃材が多ければ変更設計の対象という形になります。少なければ変更減というのも起こりうります。アスベスト系になりますとそれはそれでアスベスト処理にかかります、費用というものが発生しますので、それは当然事前にアスベストの場合は調査されているものということで、設計の中にそれを見込んでいますし、相当変わった場合につきましては当然のことながら取り壊す前に発注者側と工事請負社側のほうで協議を行なって変更を指示した形で取り壊しが行われるという形になろうかと思えます。当然変更設計というのは受注がいくらだったのでも最後までこの金額だというものではありませんのでそれなりにマニフェスト等できっちりとその件は変更の対象になるということになります。

森山委員　　そういった中でアスベストが1番問題になると思うのですが、そういったものが適正に処理されたかどうかの確認というのは魚沼市の場合はできるシステムになっているのですか。

武藤財政室長　　今ほどの森山委員のお話のとおり、いちばん解体工事で危惧する部分でして、最終的には工事検査の段階で全てのマニフェスト、産業廃棄物一般廃棄物の許可を持った処理業社が確実に処理したという写真、資料で検査をします。それとともに当然施工中におきましても担当工事現場、現場監督が常に現場を見に行つて各手法で廃棄物処理法等の違反がないかを常にチェックをしながら解体工事を進ませて、最終的には検査で全て資料を確認して判断をさせていただいています。

遠藤委員長　　ほかに質疑はありませんか。なければこの件については質疑を終結します。本日、魚沼市としての入札契約事務の基本的な部分について説明をいただきました。個別案件、特別案件に対する事務手続きも若干ありましたが、そういうことではなく魚沼市の一般的な事務手続きを勉強する意味も含めて説明いただいたところです。入札契約事務はもちろん公平、公正はもちろんのこと、経済的な視点を考慮し応札可能案件であれば出来る限り地元優先に平等である必要があると考えます。当委員会としましては、本案件につきましては今後も引き続き調査をしていくこととさせていただくということで、まとめさせていただきたいと思います。しばらくの間休憩します。

休　　憩（15：32）

執行部（武藤財政室長、小島契約検査班副参事）退席

再　　開（15：33）

（2）行政視察について

遠藤委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。次に、日程第2 行政視察についてを議題といたします。資料が提出されていますので事務局の説明を求めます。

桜井事務局次長　（資料「行政視察の資料」により説明）

遠藤委員長　　しばらくの間休憩します。

休　　憩（15：40）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（15：45）

遠藤委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。ただ今説明がありましたとおり来週、長野

県小諸市、上田市に総務委員会として行政視察を行います。両市とも魚沼市にとってタイムリーな行政課題に取り組んでいる先進市であります。有意義な行政視察となるようご協力をお願いします。集合は11月11日午前9時広神庁舎出発9時15分ということです。

(3) その他について

遠藤委員長　次に、日程第3　その他を議題とします。執行部から報告事項等はありませんか。

羽鳥環境課長　せっかくの機会でありますので、環境課が今年度行っております。主な事業の進捗状況について、ご報告申し上げます。まず、「第2次魚沼市環境基本計画」につきましては、8月11日開催の総務委員会で計画の骨子についてご説明申し上げましたが、その後、環境政策推進会議、環境審議会、庁議などでご審議いただき、ほぼ案がまとまりつつあります。今後の予定といたしましては、パブリックコメントを経て2月議会において議会説明を行い、3月に発行を行いたいと思っております。また、自然環境保全条例につきましては、これも、8月11日開催の総務委員会で概要についてご説明申し上げましたが、その後、環境政策推進会議、自然環境保全調査委員会、環境審議会、庁議などでご審議いただき、こちらも、ほぼ案がまとまりつつあります。今後の予定といたしましては、パブリックコメント、市民説明会等を行い、2月議会に提案したいと思っております。次に、新斎場建設につきましては、12月15日のオープンに向けて最後の追い込みに入っており、工事はほぼ予定どおりに進んでおります。また12月7日に火入れ式、同日に内覧会を予定しております。最後に新ごみ処理場建設についてであります。一般公募につきまして、9月15日の総務委員会でご説明いたしましたが、その後、2市1町の全自治会への通知、広報を通じての市民への周知を行いました。11月1日から一般公募が開始され、締め切りが来年の4月30日となっておりますが、今のところ、電話による問い合わせが数件ほどありましたが、主に公募チラシの内容についてであります。また、説明会の申し込みについては随時受付を行っておりますが、現段階では申し込みはありません。また、南魚沼市のほうで設置しております準備係ではコンサルタントを交えて先進地事例などの情報を収集ながら評価項目の検討を始めております。以上で説明を終わります。

遠藤委員長　委員の皆さんから、ご意見・協議事項等はありませんか。(なし)

森山委員　少し確認させてください。このゴミ焼却場は2市1町共同で今後建設に向けて動き出したと思うのですが、これを建設された場合というのは現在ある中島のほうは解体撤去するというような方針でしょうか。

羽鳥環境課長　そうなのかと思います。

遠藤委員長　そのほか委員の皆さんからご意見・協議事項等はありませんか。(なし)
ないようでありますので、本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これにて閉会します。

閉　　会 (16:50)